

中期財政フレームと 地方交付税について

平成 22 年 6 月 15 日

全 国 知 事 会

(地方交付税問題小委員会)

1 財政健全化だけでなく成長戦略の確立と国の将来像の提示こそが不可欠【図表 1】

- ・財政健全化には、歳出抑制だけではなく、確実な景気回復と経済成長が不可欠である。このため、昨年末に閣議決定された新成長戦略で示された目標の実現に向け具体的な道筋を早期に示すとともに、国と地方を通じた国民負担の在り方などを含めた国の将来像を提示し、国民の不安を払拭すべき。
- ・経済規模（GDP）をリーマンショック前の平成 19 年度水準に回復させることで、長期債務残高の対 GDP 比は 14%改善する。これは、長期債務残高を約 67 兆円削減することと同様の効果になる。経済規模を拡大するための成長戦略を重点的に確立すべき。

＜最近の経済状況と新成長戦略における 2020 年（H32）目標値＞				
	H19 年	H21 年	→	目標：H32 年
○名目 GDP 成長率	+0.9%	△3.7%	具体的な	3.0%（平均）
○名目 GDP	516 兆円	476 兆円	道筋を提	650 兆円
○失業率	3.8%	5.2%	示すべき	3%台

＜経済規模を H19 年度水準に回復させた場合の長期債務残高の対 GDP 比＞					
	GDP を H19 年度水準に回復させる場合			GDP 横ばいで、直接長期債務残高を削減する場合	
	A: H22当初予算	B: 試算	差 B-A	C: 試算	差 C-A
○名目 GDP (兆円)	475	516	41	475	0
○国・地方長期債務残高 (兆円)	862	862	0	795	▲ 67
○長期債務残高の対 GDP 比	181%	167%	▲ 14%	167%	▲ 14%

2 財政のみに着目した指標であるプライマリーバランスを目標とすることは不適切【図表 2.3】

- ・地方は、国の定める税財政制度の枠組みのもとでの財政運営を強いられている中、医療、福祉等の社会保障関係経費の増嵩に対応するため、投資的経費を含む地方一般施策のための経費、人件費等において国を上回る歳出削減を行い、プライマリーバランスを黒字傾向としてきた。
- ・国は、この間の歳出抑制の取組みが不十分であったことから、プライマリーバランスの赤字が拡大している。
- ・国、地方を通じたプライマリーバランスを指標とすることで、これまでの地方の努力の結果を国に付け替えてはならない。

＜主な国・地方の財政指標＞			(単位：兆円)	
	【国】 (H15→H22)		【地方】 (H15→H22)	
○プライマリーバランス	△19.6→△23.7 (△4.1)		△1.3→△0.1(+1.2)	
○歳入歳出総額	81.8→ 92.3 (+10.5)		86.2→ 82.1(△4.1)	
○社会保障関係経費	19.0→ 27.3 (+8.3)		6.8→ 12.9(+6.1)	

＜歳出削減に向けた地方の取組＞		
	【国】 (H13→H21)	【地方】 (H13→H21)
○一般行政職員数の比較	53.0 万人→ 51.8 万人 (△1.2 万人、 △2.3%)	111.4 万人→ 95.5 万人 (△15.9 万人、 △14.3%)
○ラスパイレス指数		100.5 → 98.5 (△2.0)

3 地方歳出に拘束力のある大枠をはめることは誤り

- ・三位一体の改革による地方交付税の大幅削減や、骨太の方針で固定化された地方歳出水準に固執したことにより、地方は疲弊し地域間格差が拡大した。また、これまで地方は給与カット、定員削減等の行革努力を重ねてきたが、さらなる歳出削減は住民サービスにまで切り込まざるをえない状況となり、住民の生活不安を増大させることとなる。
- ・地方交付税は、地方の固有財源であり、いわば国が地方に代わって徴収する地方税という性格を持っている。また、その総額は地方の財政需要を適切に積み上げたものでなければならず、国のシーリングや拘束力のある歳出枠の設定対象として検討すべきものではない。
- ・なお、近年、地方交付税法第6条の3第2項に規定される地方の財源不足の状況が恒常的になっている。こうした中、国は交付税率の引上げ等による抜本的な交付税原資対策を講じるべきところ、中期財政運営の健全化を図るため地方歳出の抑制方針により対応しようとしている。このことは、法の趣旨に照らして不当なものと言わざるをえない。

＜地方交付税法（昭和25年法律第211号）（抄）＞

○第6条の3（略）
2 毎年度分として交付すべき普通交付税の総額が引き続き第10条第2項本文の規定によって各地方団体について算定した額の合算額と著しく異なることとなった場合においては、地方財政若しくは地方行政に係る制度の改正又は第6条第1項に定める率（＝交付税率）の変更を行うものとする。

＜経済財政運営と構造改革に関する基本方針（骨太の方針）2006（抜粋）＞

○地方財政については、国の取組と歩調を合わせて、国民・住民の視点に立って、その理解と納得が得られるよう削減に取り組む。
(2) 地方単独事業については、(中略) 過去5年間の改革努力（5年間で△5兆円超）を基本的に継続することとするが、地域の実情を配慮し、今後5年間については、地方単独事業全体として現在の水準以下に抑制することとし、投資的経費は国の公共事業と同じ改革努力を行い、一般行政経費は2006年度と同程度の水準とする。

4 地方歳出の必要額の確保【図表4】

- ・少子高齢化などにより社会保障関係経費が増嵩するなど、住民サービスの大半を提供する地方の財政需要は増加傾向にある。
- ・厳しい地方の経済・雇用状況、デフレギャップの解消、地域間格差の是正に向け、投資事業を含む地方の主体的な事業展開が必要であることから、一律に歳出の総額を抑制すべきではなく、必要な財源が確保できるよう配慮すべき。

＜国・地方の社会保障の推計＞（単位：兆円）

	H19年度	H23年度	H27年度	H27/H19
○国	21.9	26	30	+37%
○地方	15.3	18	21	+37%

5 国と地方の協議の場における地方の意見の反映

- ・中期財政フレームは地方財政にも大きな影響があることから、その具体的な内容については、国と地方の協議の場において協議を行い、地方の意見を反映すべき。

6 地方財政基盤の確立には地方交付税の充実が不可欠【図表 5】

- ・47 都道府県の約 7 割（32 団体）は、歳入に占める地方交付税の構成比が地方税の構成比を上回っており、地方の財政基盤は地方交付税に大きく支えられている。地方交付税が地方の財政運営に与える影響や地方交付税の性格を十分に踏まえ、その充実を図るべき。

〔 ○歳入に占める地方交付税の構成比が地方税の構成比を上回る都道府県数（H22 当初予算ベース） 32 団体 〕

7 地域間格差是正機能復元のための交付税の増額【図表 6】

- ・地域経済の地域間格差の拡大や深刻な地方財政の状況に鑑み、地方交付税の地域間格差是正機能を復元するため、地方交付税の総額を確保すべき。

＜地方税収等に係る地域間格差の拡大・是正状況（都道府県）＞			
	H15 年度	H20 年度	差
○地方税	0.58	0.58	0
○地方税＋交付税	0.97	0.84	△0.13

(注)1 人当たり地方税収の最多団体（東京都）を「1」として、都道府県の財政力格差を試算。

8 地方税制度の抜本強化

- ・国と地方の役割分担を踏まえるとともに、地方が自由に使える財源を拡充するという観点から国・地方間の税源配分のあり方を見直すべき。
- また、社会保障など地方行政を安定的に運営するための地方消費税の充実など、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築すべき。

図表 1 国及び地方の長期債務残高の推移

経済規模（GDP）をリーマンショック前の平成 19 年度水準に回復させることで、長期債務残高の対 GDP 比は 14%改善する。これは、長期債務残高を約 67 兆円削減することと同様の効果になる。

（単位：兆円）

	H19末	H21末	H22末	H22末			
	〈実績〉	〈2次補正後〉	〈当初予算 A	〈試算①〉 GDPをH19末程度に回復 させて、長期債務残高 の対GDP比を14%縮減		〈試算②〉 GDP横ばいで、対GPD 比を14%削減するた めに長期債務残高を削 減	
				B	差 B-A	C	差 C-A
GDP（名目）	516程度	473程度	475程度	516程度	+41程度	475程度	—
国	568程度	627程度	663程度	663程度		608程度	—
普通国債残高	541程度	600程度	637程度	637程度		584程度	▲53程度
対GDP比	105%	127%	134%	123%	▲11%	123%	▲11%
地方	199程度	198程度	200程度	200程度	—	185程度	▲15程度
対GDP比	39%	42%	42%	39%	▲3%	39%	▲3%
国・地方合計	767程度	825程度	862程度	862程度	—	795程度	▲67程度
対GDP比	149%	174%	181%	167%	▲14%	167%	▲14%

（H22.5 事務局作成）

※表示未満四捨五入の関係上、計算が一致しない箇所がある。

（出典）「我が国の財政事情」（22年度予算政府案）財務省主計局

図表2 地方のプライマリーバランスの黒字は、国を上回る歳出削減努力の結果

国は、平成22年度の社会保障関係費が平成15年度から43.7%伸び、一般歳出も12.4%伸ばしているのに対し、地方では、平成22年度の社会保障関係費が平成15年度から89.7%伸びているのに対し、一般歳出は4.9%の減となっており、社会保障関係経費の増嵩分は、他の歳出抑制でまかなわれている。

【地方の状況（地方財政計画ベース）】

(単位：兆円、%)

区分	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H22-H15		
									増減額 (兆円)	伸率 (%)	
歳入歳出総額 ①	86.2	84.7	83.8	83.2	83.1	83.4	82.6	82.1	▲4.1	▲4.8%	
歳入	地方債 ②	15.1	14.1	12.3	10.8	9.7	9.6	11.8	13.5	▲1.6	▲10.6%
	地方債を除く歳入 ③	71.1	70.6	71.5	72.4	73.4	73.8	70.8	68.6	▲2.5	▲3.5%
	うち地方税+地方交付税	50.2	49.2	50.2	50.8	52.6	52.9	49.0	46.4	▲3.8	▲7.6%
歳出	公債費 ④	13.8	13.7	13.4	13.3	13.1	13.4	13.3	13.4	▲0.4	▲2.9%
	公債費を除く歳出 ⑤	72.4	71.0	70.4	69.9	70.0	70.0	69.3	68.7	▲3.7	▲5.1%
	うち地方一般歳出	69.7	68.1	67.3	66.5	65.7	65.8	66.2	66.3	▲3.4	▲4.9%
	社会保障関係費	6.8	7.6	8.4	9.2	10.1	10.6	11.0	12.9	+6.1	+89.7%
	その他の経費	62.9	60.5	58.9	57.3	55.6	55.2	55.2	53.4	▲9.5	▲15.1%
プライマリーバランス ③-⑤	▲1.3	▲0.4	1.1	2.5	3.4	3.8	1.5	▲0.1	+1.2	-	

※地方税+地方交付税・・・地方税は税源移譲影響分を除く。

※地方一般歳出・・・歳出総額から公債費と企業債償還費普通会計負担分、水準超経費を除いたもの。

※社会保障関係費・・・地方財政計画における生活保護費、児童保護費、障害者自立支援給付費、老人医療給付費、後期高齢者医療給付費、介護給付費、児童手当、国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費の合計。

【国の状況（当初予算ベース）】

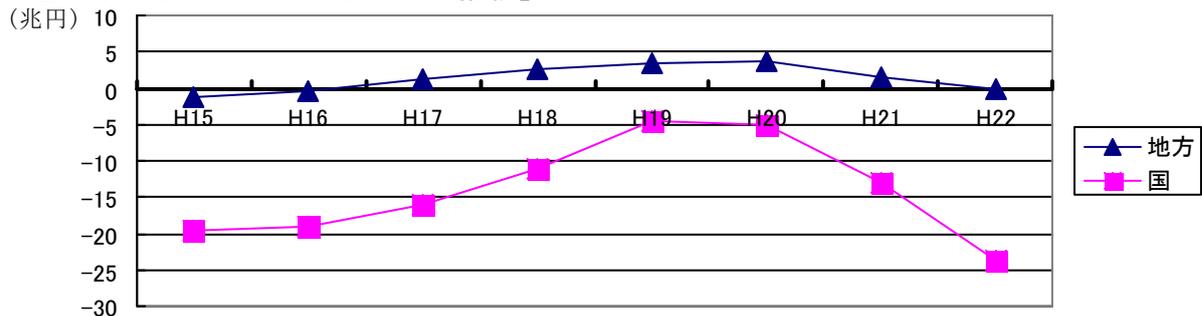
(単位：兆円、%)

区分	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H22-H15		
									増減額 (兆円)	伸率 (%)	
歳入歳出総額 ①	81.8	82.1	82.2	79.7	82.9	83.1	88.5	92.3	+10.5	+12.8%	
歳入	国債(公債金) ②	36.4	36.6	34.4	30.0	25.4	25.3	33.3	44.3	+7.9	+21.7%
	国債を除く歳入 ③	45.4	45.5	47.8	49.7	57.5	57.8	55.2	48.0	+2.6	+5.7%
	うち国税	41.8	41.7	44.0	45.9	53.5	53.6	46.1	37.4	▲4.4	▲10.5%
歳出	国債費 ④	16.8	17.6	18.4	18.8	21.0	20.2	20.2	20.6	+3.8	+22.6%
	国債費を除く歳出 ⑤	65.0	64.5	63.8	60.9	61.9	62.9	68.3	71.7	+6.7	+10.3%
	うち国一般歳出	47.6	47.6	47.3	46.4	47.0	47.3	51.7	53.5	+5.9	+12.4%
	社会保障関係費	19.0	19.8	20.4	20.6	21.1	21.8	24.8	27.3	+8.3	+43.7%
	その他の経費	28.6	27.8	26.9	25.8	25.9	25.5	26.9	26.2	▲2.4	▲8.4%
プライマリーバランス ③-⑤	▲19.6	▲19.0	▲16.0	▲11.2	▲4.4	▲5.1	▲13.1	▲23.7	▲4.1	-	

※国一般歳出・・・歳出総額から国債費、地方交付税交付金、地方特例交付金を除いたもの。

(H22.5 事務局作成)

【国と地方のプライマリーバランスの推移】



図表3 地方の行革努力

地方は、給与・人員の削減、出先機関の統廃合等様々な行革に取り組んでいる。

(1) 給与カット等歳出削減に向けた地方の取組

種 類	団体数	カット率	実施(予定)期間	削減(見込)
給料	38	10%~1.0%	H11~23	1兆4,718億円
管理職手当	40	25%~1.5%	H10~23	
期末・勤勉手当	15	30%~2.0%	H10~23	

※ 団体数は、上記実施(予定)期間において実施した団体を計上。

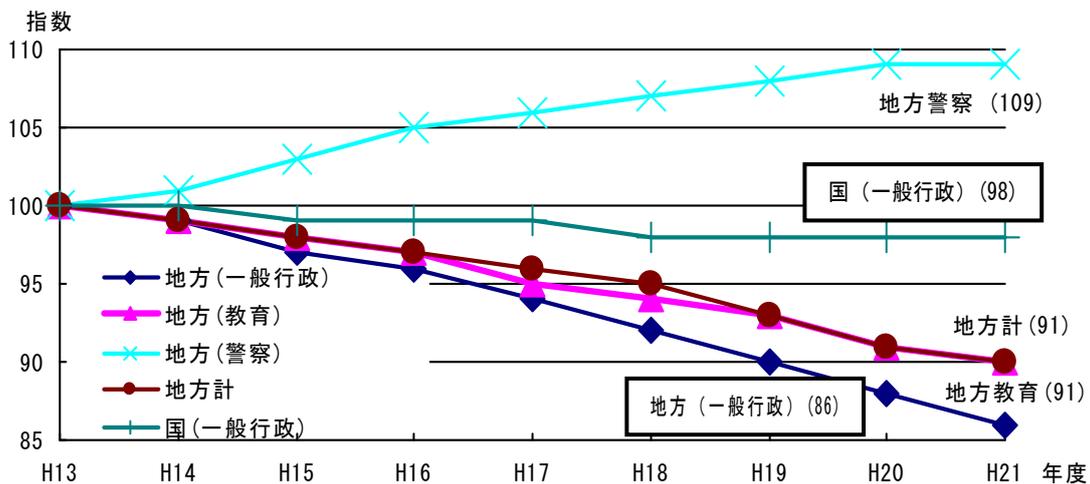
(H21.6 全国知事会作成)

(参考) ラスパイレス指数の推移

	平成13年	平成21年
全地方公共団体平均	100.5	98.5

(H22.4「地方公務員給与実態調査」より)

(2) 国と地方の公務員数の推移



(3) 国・地方一般行政職員の比較

	H13	H21	H21-H13	H13~H21増加率
国	530,120人	518,122人	▲11,998人	▲2.3%
地方	1,113,587人	954,775人	▲158,812人	▲14.3%

※ 国家公務員については平成12年度末現在、地方公務員については平成13年4月1日現在の人数を100とした場合の指数。

※ 国家公務員：総務省行政管理局「機構・定員等の審査結果」
地方公務員：総務省自治行政局「地方公共団体定員管理調査結果」

※ 国(一般行政)、地方とも独立行政法人化による定数を除いて算定 (H21.6 全国知事会作成)

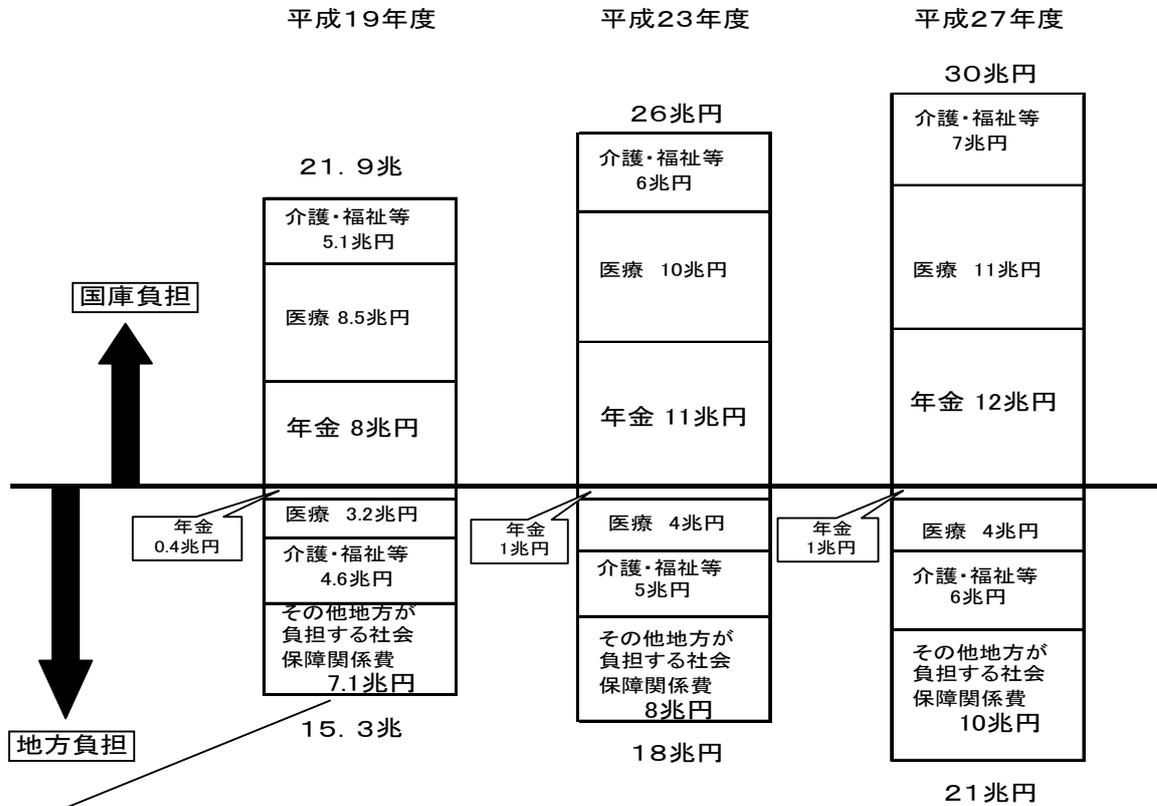
(4) 都道府県出先機関、第三セクターの統廃合

区 分	団体数	統廃合	備 考
都道府県出先機関	47	937 箇所	本庁組織の再編を含む。
第三セクター	41	441 箇所	

(H21.7 全国知事会作成)

図表4 今後も増嵩する社会保障関係費

地方は、国民健康保険や介護保険など、国の社会保障制度のほかに、保育所等の社会福祉施設の運営やケースワーカー等の配置、救急医療体制の確保など、地方の負担により、地域に密着したきめ細かな住民サービスを幅広く提供しており、その負担は今後も増加。

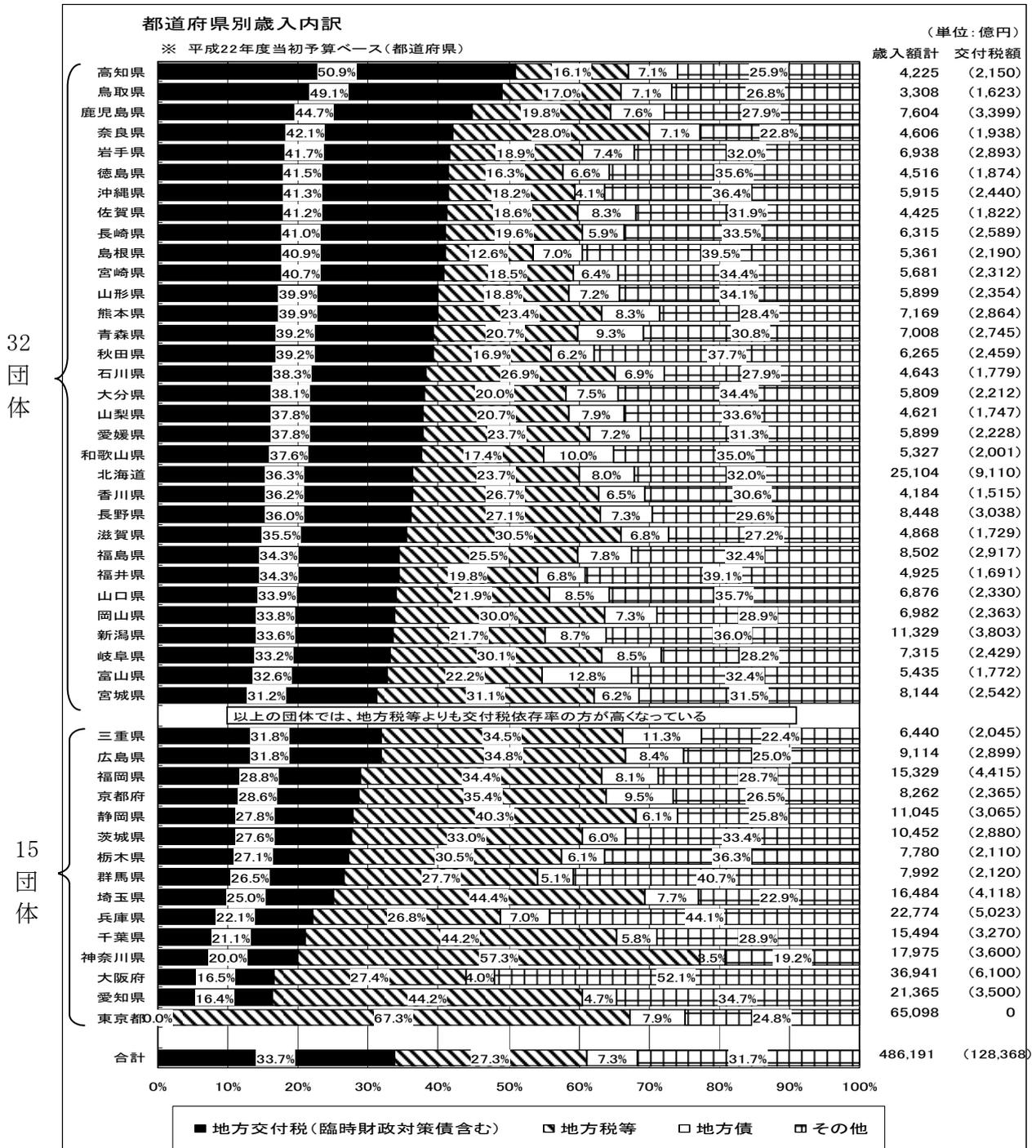


- 【「その他地方が負担する社会保障関係経費7.1兆円」の内訳】
- 法令に義務付けや実施・設置の根拠となる規定がある事業(義務的な経費)・・・約3.2兆円
 - ・予防接種(880億円)
 - ・がん検診・がん予防等成人病対策(680億円)
 - ・乳幼児健康診査(550億円)
 - ・保育所・幼稚園運営費(5,000億円)
 - ・障害者自立支援事業(960億円)
 - 利用者のニーズを踏まえて全国的に広く実施され定着している事業等・・・約1.2兆円
 - ・乳幼児・老人・障害者等医療費助成(6,450億円)
 - ・児童手当、児童扶養手当(1,050億円)
 - ・障害者福祉手当(840億円)
 - その他・・・約2.7兆円
 - ・新型インフルエンザ対策、難病患者支援等(約1.0兆円)
 - ・認知症高齢者支援事業、介護実習普及、高齢者安否確認事業等(約6,000億円)
 - ・家庭児童相談事業、里親事業、児童クラブ等促進事業(約4,000億円)

(H20.12 総務省推計「経済財政諮問会議 鳩山議員提出資料」より)

図表5 歳入に高いウェイトを占める地方交付税

歳入における地方交付税の割合は、最も高い自治体で50.9%、都道府県平均でも33.7%、さらに、地方税よりも地方交付税額が多い自治体は32団体にのぼる。すべての住民に対し、福祉、教育、警察など国民生活に密着する地方が実施する分野の行政サービスの水準を確保するためには、地方交付税が不可欠となっている。



※ 地方税等よりも交付税の割合が高い団体とそうでない団体に分類し、それぞれ交付税の割合の高い団体順に記載。

※ 「地方税等」: 地方税、地方譲与税、地方特例交付金等。「その他」: 国庫支出金等。

(H22.5 事務局作成)

図表6 地方税収等に係る地域間格差の拡大・是正状況(H15→H20) (全都道府県)

	H15		H20		H20－H15	
	地方税	地方税 + 交付税	地方税	地方税 + 交付税	地方税	地方税 + 交付税
	A	B	C	D	① E(C-A)	② F(D-B)
北海道	0.48	1.20	0.46	1.01	▲0.02	▲0.19
青森県	0.41	1.19	0.42	1.01	+0.01	▲0.18
岩手県	0.41	1.24	0.41	1.04	+0.00	▲0.20
宮城県	0.52	0.98	0.51	0.83	▲0.01	▲0.15
秋田県	0.39	1.29	0.40	1.08	+0.01	▲0.21
山形県	0.43	1.19	0.43	1.00	+0.00	▲0.19
福島県	0.49	1.06	0.49	0.88	+0.00	▲0.18
茨城県	0.53	0.90	0.55	0.76	+0.02	▲0.14
栃木県	0.57	0.94	0.58	0.79	+0.01	▲0.15
群馬県	0.53	0.93	0.53	0.78	+0.00	▲0.15
埼玉県	0.51	0.72	0.53	0.63	+0.02	▲0.09
千葉県	0.54	0.75	0.55	0.65	+0.01	▲0.10
東京都	1.00	1.00	1.00	1.00	+0.00	+0.00
神奈川県	0.64	0.77	0.64	0.67	+0.00	▲0.10
新潟県	0.50	1.10	0.49	0.94	▲0.01	▲0.16
富山県	0.54	1.16	0.54	0.94	+0.00	▲0.22
石川県	0.55	1.16	0.56	0.97	+0.01	▲0.19
福井県	0.60	1.30	0.58	1.04	▲0.02	▲0.26
山梨県	0.52	1.24	0.54	1.03	+0.02	▲0.21
長野県	0.51	1.12	0.51	0.93	+0.00	▲0.19
岐阜県	0.52	0.99	0.52	0.83	+0.00	▲0.16
静岡県	0.62	0.87	0.61	0.74	▲0.01	▲0.13
愛知県	0.73	0.85	0.72	0.76	▲0.01	▲0.09
三重県	0.55	0.99	0.57	0.83	+0.02	▲0.16
滋賀県	0.55	1.03	0.57	0.83	+0.02	▲0.20
京都府	0.53	0.95	0.56	0.80	+0.03	▲0.15
大阪府	0.63	0.85	0.61	0.72	▲0.02	▲0.13
兵庫県	0.54	0.92	0.56	0.79	+0.02	▲0.13
奈良県	0.44	0.98	0.44	0.82	+0.00	▲0.16
和歌山県	0.44	1.18	0.46	1.01	+0.02	▲0.17
鳥取県	0.44	1.41	0.43	1.19	▲0.01	▲0.22
島根県	0.43	1.57	0.43	1.34	+0.00	▲0.23
岡山県	0.51	1.06	0.52	0.87	+0.01	▲0.19
広島県	0.55	0.98	0.57	0.84	+0.02	▲0.14
山口県	0.49	1.08	0.51	0.90	+0.02	▲0.18
徳島県	0.50	1.27	0.47	1.08	▲0.03	▲0.19
香川県	0.51	1.07	0.51	0.89	+0.00	▲0.18
愛媛県	0.43	1.06	0.46	0.90	+0.03	▲0.16
高知県	0.40	1.41	0.40	1.19	+0.00	▲0.22
福岡県	0.50	0.89	0.51	0.76	+0.01	▲0.13
佐賀県	0.43	1.18	0.45	1.01	+0.02	▲0.17
長崎県	0.38	1.13	0.39	0.98	+0.01	▲0.15
熊本県	0.40	1.06	0.41	0.89	+0.01	▲0.17
大分県	0.44	1.16	0.46	0.97	+0.02	▲0.19
宮崎県	0.38	1.16	0.41	1.00	+0.03	▲0.16
鹿児島県	0.38	1.18	0.39	1.01	+0.01	▲0.17
沖縄県	0.34	0.99	0.36	0.87	+0.02	▲0.12
計	0.58	0.97	0.58	0.84	+0.00	▲0.13
(東京都除き)	0.53	0.97	0.53	0.82	+0.00	▲0.15

※1人当たり地方税収額の最多団体(東京都)を基準として、都道府県の財政力格差を試算(決算ベース)。

※上記数値は、都道府県ごとの人口1人当たりの税収、税収+地方交付税の「各都道府県/東京都」の数値。(数値が小さいほど東京都との1人当たり税収等の格差が大きい。例:0.5であれば当該道府県の1人当たり税収等が東京都の0.5倍であることを示す。)

※税収には、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税を含む。

※C列のH20年地方税には、H22年度以降平年度化される法人事業税の見直しによる影響額を含めて試算。

(H22.5 事務局作成)